



平成30(2018)年10月25日(木)2:00 pm~4:00 pmに、北川&イベート法律事務所弁護士の北川リサ美智子様による標記演題の講演会が商工会とJETROの共催で行われましたので、概要を紹介します。

米国の訴訟システム

米国での訴訟システムは、米国連邦裁判所のシステムと州裁判所のシステム(50州)の両方がある。

米国では弁護士とクライアントとの間のコミュニケーションは全てコンフィデンシャルであり、厳密に保護されている。弁護士とのEメールや手紙でのやり取りには必ず件名(Subject)に“Confidential”と記す事がとても大切だ。米国では民事でも陪審員システムが使われる。何より、もし訴えられた場合、米国原告側の弁護士に対する報奨金である成功報酬制度を米国が許可している事もあり、被告側にとって、高額になることが多い。民事訴訟などは州によって異なる。陪審員は裁判所が行われるエリアの人種、経済教育や人口統計に大きく反映される。一方、裁判の代わりに仲裁という方法もあるが、一度仲裁裁定が下されると上訴できないリスクがある。仲裁裁定はまた、ほぼコンフィデンシャルであり、メディアや公な記録に残る事を回避できる。

訴訟のタイムライン

米国、カリフォルニア州での訴訟タイムライン(Litigation Timeline)は、訴答(Pleadings)→証拠開示(Discovery)→申請(Motions)→裁判/仲裁裁定(Trial/Arbitration)→ポスト裁判(Post-Trial)となっていて、大抵18カ月から2年もの月日を要する、更に裁判までにかかる時間も州毎によって異なる。上訴に至っては、それ以上に何年も要する場合もある。裁判所での裁判は、裁判所が何件ものケースを同時に扱っており、スケジュールをコントロールする事が不可能であることから、費用も裁判にかかる時間も負担が大きくなる。コンフィデンシャルな和解(Settlement)にもちこめば、マイナスな世評を減らすことができる。

1. 訴答

訴答は訴訟の最初のステージ。呼出状(Citation)、原告側からの苦情、被告に対する訴えの法的根拠が示された訴状(Petition)などだが、フォーマットはきわめてシンプルになる事もあれば、様々なクレームを同時に組み入れる事も可能。被告は訴状に対し、答訴、否認、モーション、妨訴抗弁を含む色々な形の返答(Response)方法にて訴状の内容へ返事が可能。また、被告は原告へ反対訴答を申請する事もできる。訴答は、無効申立て(Motion to Quash)、妨訴抗弁(Demurrer)、却下申立て(Motion to Dismiss)、反訴等も含む。

2. 証拠開示

当事者がお互いに、または第三者に証言や証拠の開示を要求して重要な情報を収集する。証拠開示は質問書(Interrogatories)、情報開示リクエスト(Request for Disclosure)、書類提出リクエスト(Request for Document Production)、自認のリクエスト(Request for Admission)、証言録取(Depositions)また、書類や証人の召喚状などを通して行われる。様々な書類を求められ、相当な時間と手間と高額費用を要する。回収のケースでは、仮差し押さえ(Predjudgment Attachments)の簡易手続きを取っておいた方がよい。証言録取にはVTRが用いられる。外国系企業は通訳の同席が許される。ボディランゲージが、何かを隠していたり、信用できない人物との印象を与えてしまう事もある。日本の文化では承認や理解ではなく「聞こえた」という意味をあらわす際にも頷く動作をする時があるが、それはアメリカ人にとって「肯定」や「同感」を示してしまうため、証人は頷く動作を避けた方が無難だ。録画された証言は証言録取写本インデックス(Deposition Transcript Index)になり、何回キーワードが発せられたかで、証言の信ぴょう性を判断する材料に使われる。現在のビデオのテクノロジーは表情や動作等を観られ、書面での記録はキーワードを簡単にサーチされてしまう。資格や経験をもった専門家の証人(Expert Witness)も大事だ。ただし、証人にはコミュニケーション力や信用性も重要で、証人が失礼な態度、防衛的、または人として好ましくないというだけで、かえって関係者の心証を害することになりかねないため証人の選択する事はとても重要になる。

3. モーション(申請)

争点の一部略式判決申請(Motions for Partial Summary Judgment)、略式判決の申請(Motions for Summary Judgment)、証拠に関する申請(Motions regarding Evidence)などを行う。

4. 裁判(Trial)／仲裁裁定(Arbitration)

裁判には裁判官により判定される法廷裁判(Court Trial)と、陪審員により判定される陪審員裁判(Jury Trial)がある。裁判で勝ったとしても、上訴に何年も費やさなくてはならない場合もある。また、最近増えているのは裁判外紛争解決(ADR: Alternative Dispute Resolution)という効率が良く決定的な仲裁(Arbitration)による裁定。ADRを効率的に使えば、訴訟の最速形態としてクレームを解決することが可能になり、時間、メディアへの露出、法務手数料、費用の削減につながる。調停によってお互い歩み寄りたり、仲裁同意書を用意するだけで訴訟へかかる費用を抑える事が出来る。また、仲裁裁定は裁判判決と同じ効果を持つため、結果は最終的なものとなる。仲裁裁定は、仲裁者や仲裁サービスの手数料は割高になるが、私的なサービスである為、スケジュール調整がしやすい。

仲裁裁定とは仲裁を第三者機関に委ねるもので、米国にはトリプルA(American Arbitration Association: 米国仲裁協会)、JAMS、Judicate West等を含む私的機関がある。仲裁のプロセスは、プレ審問協議(Pre-trial Discussion)→証拠開示→仲裁審問(Arbitration Hearing)→判決(Award)の順。プレ審問協議では、証拠開示や審問のスケジュールを制定する。直接または電話でやりとりを行ってもよい。次に証拠開示。書面質問書、書類検閲の要求書、自認の要請書、証言録取を提出する。仲裁裁定は実質的に裁判所裁判と同じだと考えてよい。そして、最後に仲裁者が裁定を交付する。事実認定と法律の結論に裏付けられた書面によるもので、裁判所の承認を経て裁定となる。上訴(Appeal)への権利は制限がある。仲裁裁定には、相対的なコストを下げる、訴訟にかかる時間を少なくできるメリットがある一方で、上訴権利が著しく狭まるデメリットがある。

法的リスク管理の戦略を

日系企業は、陪審員裁判によってかかる法務費用を、合法的に作成された仲裁契約書にて避ける事が出来る。米国訴訟の95%は裁判前に解決し、法廷裁判や仲裁裁定に持ち込まれるのはわずか5%に過ぎない。そのため、実際に裁判と仲裁まで経験している弁護士はほんの僅かである。訴訟対策に様々な選択肢がある中で、日本企業には法的なリスク管理の戦略として、英語が母国語で雇用法・訴訟の経験が長く豊富な弁護士に相談する事をお勧めする。



講師略歴

カリフォルニア州、テキサス州、ジョージア州、ニューヨーク州弁護士。1979年に南カリフォルニア大学商学部卒、その後ヨロラ大学法学博士(1982年)、東京大学研修(1981年)、京都大学法学修士(1986年、アメリカ人弁護士として3番目)。大手国際法律事務所勤務後、1993年に北川&イベート法律事務所を開設して現在に至る。経験専門技術、道徳性においては全米AV Preeminent Martindale Hubbell Rated、米国弁護士協会会員、米国連邦最高裁判所認定弁護士。

